

経理部門の基本有用情報
今月の経理情報

今回のテーマ： 2016年3月期決算申告の留意点

2016年3月期の法人税申告において留意すべき主な改正事項はつぎのとおりです。

法人税																
法人税率の変更	25.5%→23.9%に引き下げ（中小法人に係る年800万円までの所得については15%） ※中小法人：資本金の額が1億円以下の普通法人（資本金5億円以上の法人の100%子法人等を除く。）															
欠損金の繰越控除限度額の縮小	大法人における青色欠損金の繰越控除限度額が2016年3月期以降段階的に引き下げられます。 （大法人）2016年3月期：65%、2017年：60%、2018年：55%、2019年：50% （中小法人）100%控除可能															
受取配当の益金不算入割合の変更	<p>益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の額の益金不算入割合が次のように変更されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式等の種類（保有割合）</th> <th>益金不算入割合</th> <th>負債利子控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完全子法人株式等（100%）</td> <td>100%</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>関連法人株式等（3分の1超100%未満）</td> <td>100%</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>その他の株式等（5%超3分の1以下）</td> <td>50%</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>非支配目的株式等（5%以下）</td> <td>20%</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保有割合は内国法人が他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで引き続き有している場合のその株式等の割合によります。</p>	株式等の種類（保有割合）	益金不算入割合	負債利子控除	完全子法人株式等（100%）	100%	なし	関連法人株式等（3分の1超100%未満）	100%	あり	その他の株式等（5%超3分の1以下）	50%	なし	非支配目的株式等（5%以下）	20%	なし
株式等の種類（保有割合）	益金不算入割合	負債利子控除														
完全子法人株式等（100%）	100%	なし														
関連法人株式等（3分の1超100%未満）	100%	あり														
その他の株式等（5%超3分の1以下）	50%	なし														
非支配目的株式等（5%以下）	20%	なし														
研究開発税制の控除制度の見直し	<p>試験研究費に係る税額控除額について下記の点が変わります。</p> ① 一般試験研究費に係る控除限度額が法人税額の30%から25%に縮小 ② 特別試験研究費について一般試験研究費と別枠で5%の控除限度額が創設 ③ 特別試験研究費について税額控除率が試験研究費の12%から20%又は30%に拡大															
地方税																
外形標準課税法人の税率変更	外形標準課税法人（資本金1億円超の普通法人）については法人事業税の所得割の税率が7.2%→6.0%に下がり、付加価値割・資本割の税率が0.48%→0.72%、0.2%→0.3%に上がります。															

お見逃しなく！

- 2016年3月末までに生産性向上設備を取得した場合の特別償却額は100%（即時償却）ですが、2017年3月末までに取得した場合は50%（建物及び構築物は25%）です。それ以降の適用はありません。
- 建物付属設備・構築物の減価償却方法が2016年4月以降取得分より定額法に一本化されます。